

【平塚市まちづくり条例施行規則第52条「公益施設用地の確保」関係】

担当 消防本部 消防救急課 電話 21-9729

条例施行規則第52条第3号の別に定める基準は、次のとおりとする。

(立地条件)

第1条 事業者が確保する。消防出張所用地の立地条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 日照、通風、排水がよく、かつ、洪水、津波、地滑り、がけ崩れ、低地等災害のおそれのない位置であること。
- (2) 用地は平坦であり、周辺はできるだけ道路に囲まれていること。
- (3) 都市計画、地域開発等が定められ、また予想される場合には、その将来の動向を考慮した位置であること。

(用地面積)

第2条 規則に定める事業者が確保する消防出張所用地の面積は、650平方メートル以上とする。

(その他)

第3条 事業者は、この基準に定めるもののほか必要な事項は、平塚市消防長と協議をするものとする。

附 則

この基準は、平成27年10月1日から適用する。